

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①風水害等被害想定について

紀北町において甚大な被害が発生した「平成 16 年台風 21 号」豪雨災害を危機事象と想定すると、人的被害は、土砂災害、河川の氾濫等のため多数の死者・負傷者が発生することが想定されているほか、町内の多数（全世帯の 4 分の 1 程度）の建物が全半壊及び床上床下浸水する。また、多くの避難者と建物全半壊による長期の避難世帯が出ることが想定される。

②土砂災害危険箇所について

豪雨、または地震により地盤がゆるみ、突然崩れ落ちる現象を「がけ崩れ」という。崩れた土砂は、斜面の高さの 2 から 3 倍にあたる距離まで届くことがあり、がけ崩れの危険のある箇所は、紀北町内では、337 箇所（平成 26 年 3 月三重県指定）である。

また、谷や山の斜面から崩れ落ちた土や石などが、梅雨の長雨や台風の大雨などによる水と一緒に、一気に流れ出てくる現象が土石流である。

「土石流災害」は、流れの急な川があるところや扇状地で起こることが多く、速いスピードと強い力で被害をもたらす。土石流の危険がある場所は、紀北町内では、360 箇所（平成 26 年 3 月三重県指定）である。

③地震・津波被害想定について（J-SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年以内で 70% 以上の確率で発生するといわれている。

中央防災会議による被害想定をもとに示された県地震被害想定結果（平成 26 年 3 月）の南海トラフ「理論上最大クラス」の地震を危機事象と想定すると、中央防災会議による最大震度は 7、最短津波到達時間 8 分、最大平均津波高 12m である。

被害想定は、人的被害は、最大死亡者数、約 8,100 人から約 2,000 人、重傷者数約 500 人、軽傷者数約 900 人。建物被害は、全壊・焼失棟数の最大値（棟）約 9,000 棟、建物倒壊等による最大自力脱出困難者数約 900 人。避難者数は、1 日後約 17,000 人、1 週間後約 15,000 人、1 ヶ月後約 18,000 人。ライフライン被害に係る想定結果は、上水道では、給水人口約 19,000 人に対し、震災直後断水率 100%、1 ヶ月後断水率 99%。電力では、需要家数約 15,000 に対し、震災直後停電率 95%、1 週間後停電率 57%。固定電話では、回線数約 6,700 回線、震災直後不通回線率 98%、1 ヶ月後不通回線率 81%。帰宅困難者数は、約 740 人。孤立集落の発生可能性のある集落数は、38 集落と想定される。

④その他

平成 16 年台風 21 号豪雨災害では、旧紀伊長島町では、十須光雲寺前の赤羽川の堤防が決壊し、農地に甚大な被害をもたらした。また、下地、志子地区で赤羽川が越境し集落へ流れ込み、床上 1 m 以上に達した。

被害は、床上浸水 133 世帯、床下浸水 69 世帯となり、田畑の流出・冠水は約 43ha であった。旧海山町では、主に船津川の越水及び堤防決壊等により、旧海山町の約半分もの世帯に被害が生じ、高いところで 2m 以上浸水した。

これにより、死者 2 名、半壊 24 世帯、床上浸水 1,914 世帯、床下浸水 128 世帯と未曾有の大災害となり、旧紀伊長島町及び旧海山町等に災害救助法が適用された。

⑤感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で発生し、世界的な大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を持たない場合には、全国的かつ急

速に感染が拡大し、紀北町においても多くの町民の生命や健康に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 9 3 2
- ・ 小規模事業者数 8 5 7

(上位 3 業種・商工業者数)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
卸小売業	2 3 6	2 0 7	旧集積地や沿岸部に多い
サービス	1 8 1	1 7 5	町内に広く分散してる。
飲食業・宿泊業	1 5 8	1 5 7	旧集積地や国道沿いに多い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災タワーの設置
- ・ 被災地への職員の派遣
- ・ 防災教育の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 避難路の整備

2) 当会の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 消防計画の策定
- ・ 会独自の防災訓練の実施
- ・ 防災備品（職員・来客用ヘルメット、防災リュック等）の備蓄
- ・ 避難経路マップの設置
- ・ 事業所 B C P についての意見交換会の開催
- ・ 三重県中小企業共済協同組合と連携した共済や災害関連商品への加入促進
- ・ 感染症等の流行時の消毒液、体温計等の設置

II 課題

これまでの風水害被害の経験や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表により、全体的な危機管理意識は高まっているものの、現状では避難経路マップの設置などにとどまり、緊急時の初期対応、役割分担、協力体制といった具体的な対応策が明確にされておらず、実効性のあるマニュアルが整備されていない。そのため、人事異動や退職時の引き継ぎが困難になるという課題がある。加えて、平時および緊急時の対応を推進するノウハウを持った人材が不足している。

小規模事業者においても一定の危機感はあるものの、防災意識は一般的なレベルにとどまり、事業運営における防災の優先順位は高くなく、有事に業務停止などが発生した場合の事業への影響や将来的な展望について、具体的なイメージを持てていないのが現状。さらに、地域内の小規模事業者の被害情報を収集する仕組みや、被害状況を客観的に判断する指針がなく、感覚的な把握にとどまっている。

また、保険や共済に関する助言を行える当会の経営指導員などの職員が固定化されており、属人的な体制となっており、担当者不在時には相談や問い合わせへの対応が課題となっている。

さらに、感染症対策においては、地区内の小規模事業者に対し、予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りを促進することが求められる。また、感染拡大時に備えたマスクや消毒液などの備蓄、リスクファイナンスとしての保険の周知も重要。

上記の現状を踏まえて、想定される被害の定期的な確認・見直しや、職員間での情報共有、事業継続力強化計画の更新を継続的に行うための仕組みをルール化する必要がある。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知して、実情を踏まえた具体的な事業継続力強化計画策定まで伴走型で実施する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町、三重県、関係機関との間における被害情報報告・共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう組織内、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・職員間で事業継続力強化計画を共有・意識の向上を図り、ノウハウの習得に加え、災害時等の対応マニュアルを整備し属人性をなくし、常に情報を更新する仕組みづくりを行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時には、ハザードマップなどを活用し、事業所の立地場所における自然災害リスクやその影響を軽減するための取組や対策について説明する。具体的には、事業休業への備え、損害保険や共済への加入といった対応策を提示する。
また、管内の小規模事業者が集積している地域を重点被害地域として認識し、その地域での経済活動がすべて停止する可能性を考慮した対応策が必要である。このため、周辺の小規模事業者と情報を共有し、具体的な対応策を検討する仕組みを構築する。
- ・町広報をはじめ、みえ熊野古道通信（年4回）、みえ熊野古道商工会公式ホームページ、みえ熊野古道商工会公式 Facebook ページ、みえくまメールマガジン等の様々な媒体を用いて広く情報提供を行う。国の施策の紹介やリスク対策の必要性やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みへの支援や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
職員の保有する情報は常にアップグレードを図り、支援していく中で画一的な内容ではなく地域、業種、規模などにあった計画の策定を心がける。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症等は、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身事業継続計画の策定

- ・当会は、平成27年度の消防計画を基本として、令和2年事業継続計画・BCP初動対応編を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携している関係団体に依頼し、非会員も含めた普及啓発セミナーの開催や有益な損害保険等の紹介を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・商工会、行政による「事業継続力支援協議会」を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であるが、そのうえで下記の手順により地区内の災害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に当会職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況〈家屋被害や道路状況等〉等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、紀北町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
当会職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

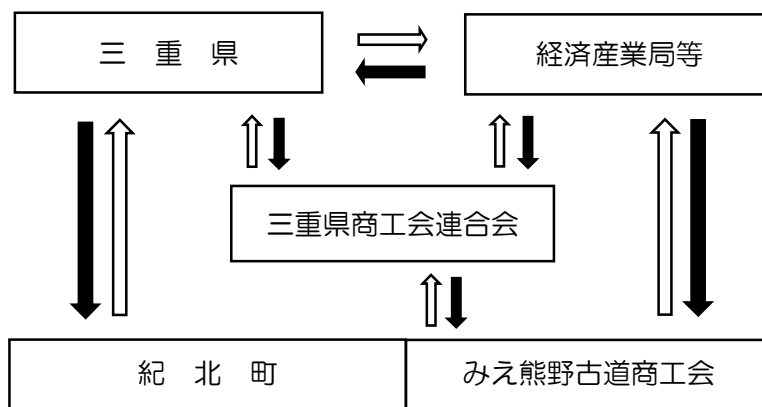
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～7日	1日に3回共有する
8日～14日	1日に2回共有する
15日～30日	1日に1回共有する
31日以降	2日に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した被害情報を、三重県の指定する方法にて三重県商工会連合会を通じて、当会又は当町より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を三重県の指定する方法にて当会から三重県商工会連合会を通じて、または当町より三重県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、紀北町と相談する。
- ・当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、紀北町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。
- ・町が関係機関との連携による中小企業復旧対策に係る各種融資制度活用等の支援を行う。
- ・迅速な被害認定及び罹災証明書の発行を行う。

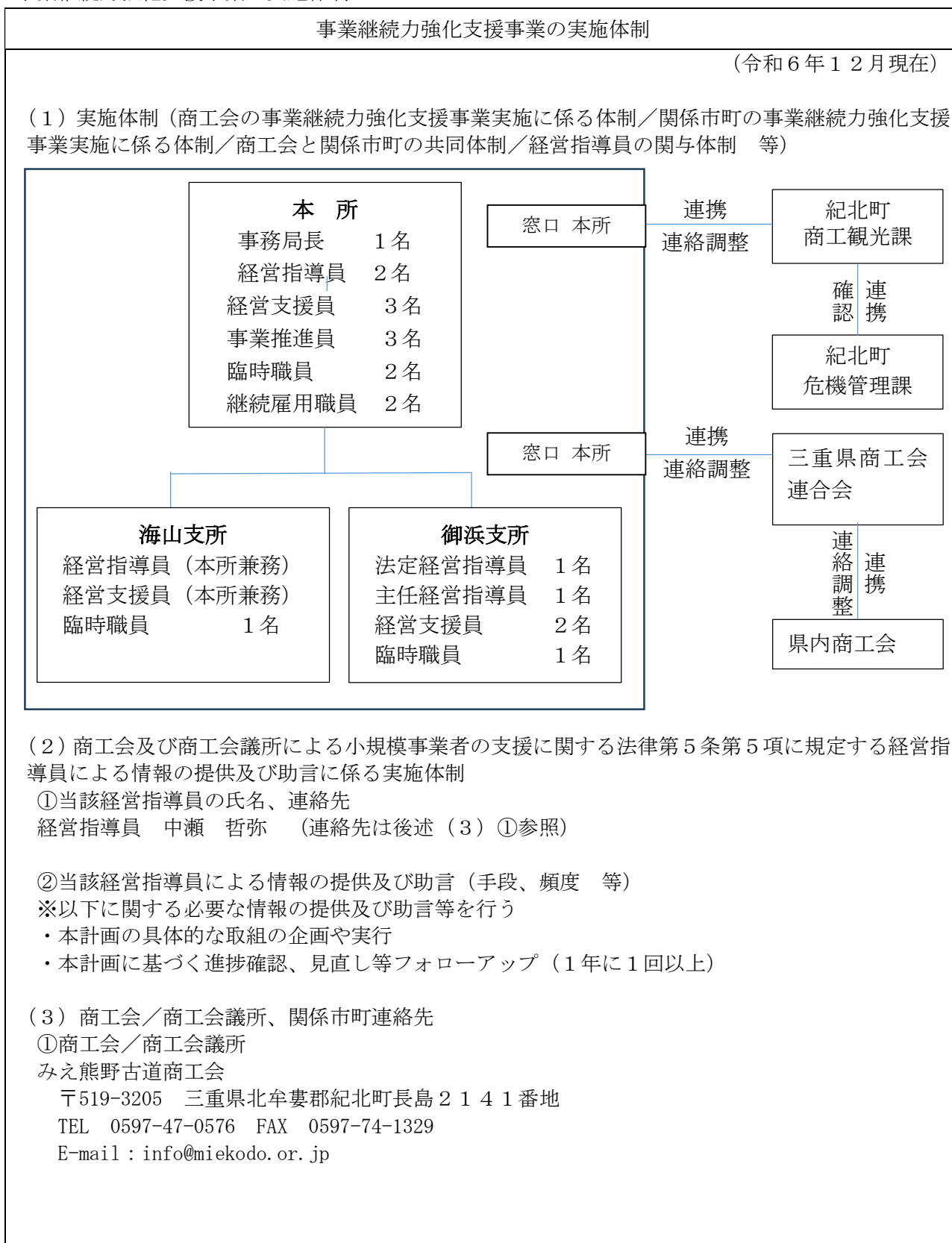
〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、紀北町、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先
 経営指導員 中瀬 哲弥 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
 ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所
 みえ熊野古道商工会
 〒519-3205 三重県北牟婁郡紀北町長島2141番地
 TEL 0597-47-0576 FAX 0597-74-1329
 E-mail: info@miekodo.or.jp

②関係市町

紀北町役場 商工観光課

〒519-3204 三重県北牟婁郡紀北町東長島 7 6 9 番地 1

TEL 0597-46-3115 FAX 0597-47-5906

E-mail : okugawa-n@town.mie-kihoku.lg.jp

③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 6 階

TEL : 059-225-3161 FAX : 059-225-2349

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣額	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	20	20	20	20	20
・ パンプ、チラシ製作費	20	20	20	20	20

調達方法

会費収入、紀北町補助金、三重県小規模事業支援費補助金、事業収入 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容 1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割 ・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等